

厚生労働省発表  
平成17年10月12日

担 当	雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課 課長 麻田 千穂子
	育児・介護休業推進室長 河村 由子
	課長補佐 西村 小夜子
	電話 03-5253-1111 (内線7864)
	夜間直通 03-3595-3275

「一般事業主行動計画策定届」の届出状況（9月末現在）について

- ・届出率は84.4%
- ・6月末に比べて24.9ポイント上昇  
(6月末 59.5% → 9月末 84.4%)
- ・11県で届出率が100%

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画策定届」の届出状況は9月末現在で次のとおりである。

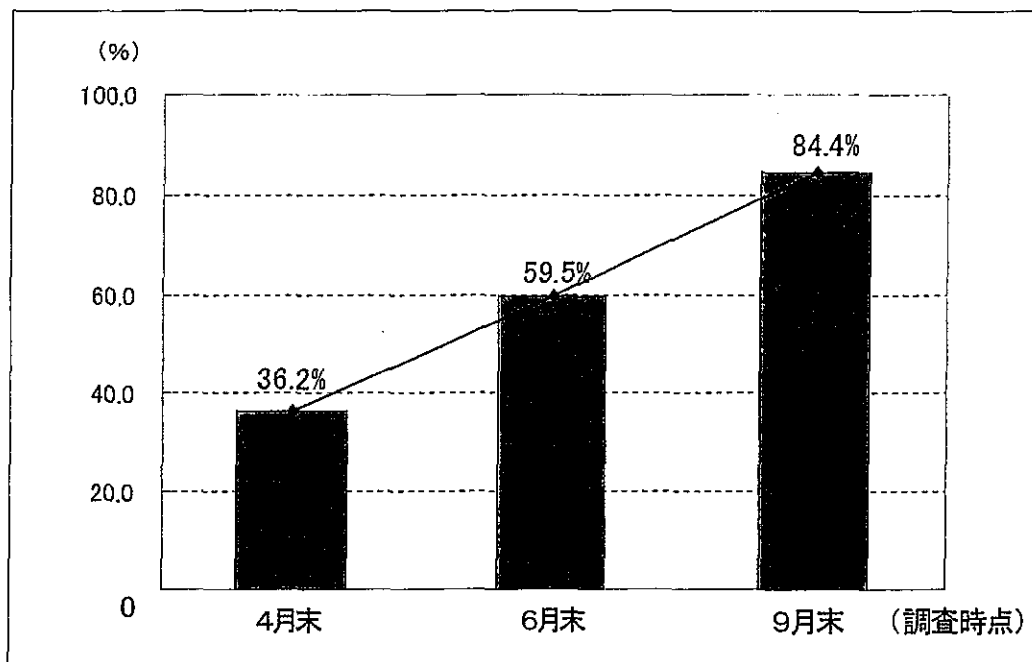
1. 全国の届出状況

- ・301人以上企業  
届出率 84.4%  
届出企業数 10,507社  
(301人以上企業数 12,450社)
- ・300人以下企業  
届出企業数 1,146社
- ・規模計届出企業数 11,653社

2. 都道府県別の届出状況（301人以上企業）

- ・100%・・・11県  
(岩手、宮城、福島、石川、岐阜、三重、和歌山、山口、香川、佐賀、長崎)
- ・90%台・・・26道県

### 3. 301人以上企業における届出率の推移（全国）



### 4. 届出企業のうち、認定申請予定ありとしている企業数

- ・ 301人以上企業 2,228社（届出企業の21.2%）
- ・ 300人以下企業 339社（届出企業の29.6%）
- ・ 届出企業全体の約22%が認定申請予定あり

### 5. 今後、計画の策定届出が義務づけられている301人以上企業のうち未届のものに対しては、都道府県労働局において督促指導を実施し、それでもなお未届の場合には勧告を行い、届出率100%を目指す。

また、策定届出が努力義務とされている300人以下企業に対して、一般事業主行動計画を策定し、その旨届出るよう積極的に周知・啓発を実施していく。

都道府県別の一般事業主行動計画策定届の提出状況(平成17年9月末現在)

	管内の常時雇用労働者 301人以上の企業数 (A)	一般事業主行動計画策定 届提出企業数	内、常時雇用労働者 301人以上の企業数 (B)	届出率
				((B)/(A)×100) %
1 北海道	352	364	332	94.3%
2 青森県	90	98	89	98.9%
3 岩手県	87	106	87	100.0%
4 宮城県	172	193	172	100.0%
5 秋田県	77	95	75	97.4%
6 山形県	84	95	83	98.8%
7 福島県	129	143	129	100.0%
8 茨城県	180	202	179	99.4%
9 栃木県	113	125	112	99.1%
10 群馬県	124	135	123	99.2%
11 埼玉県	306	323	281	91.8%
12 千葉県	279	273	251	90.0%
13 東京都	3,988	2,859	2,683	67.3%
14 神奈川県	590	558	509	86.3%
15 新潟県	200	226	198	99.0%
16 富山県	97	125	96	99.0%
17 石川県	124	151	124	100.0%
18 福井県	59	83	53	89.8%
19 山梨県	46	53	45	97.8%
20 長野県	183	191	179	97.8%
21 岐阜県	143	171	143	100.0%
22 静岡県	286	286	262	91.6%
23 愛知県	773	733	702	90.8%
24 三重県	110	124	110	100.0%
25 滋賀県	62	74	58	93.5%
26 京都府	225	223	200	88.9%
27 大阪府	1,200	1,168	1,076	89.7%
28 兵庫県	406	445	393	96.8%
29 奈良県	48	55	46	95.8%
30 和歌山県	33	44	33	100.0%
31 鳥取県	39	46	37	94.9%
32 島根県	42	46	39	92.9%
33 岡山県	157	164	137	87.3%
34 広島県	285	232	202	70.9%
35 山口県	94	113	94	100.0%
36 徳島県	33	46	30	90.9%
37 香川県	91	111	91	100.0%
38 愛媛県	120	129	116	96.7%
39 高知県	42	48	41	97.6%
40 福岡県	421	397	372	88.4%
41 佐賀県	44	51	44	100.0%
42 長崎県	76	88	76	100.0%
43 熊本県	122	120	108	88.5%
44 大分県	58	67	56	96.6%
45 宮崎県	61	62	54	88.5%
46 鹿児島県	119	129	113	95.0%
47 沖縄県	80	83	74	92.5%
合計	12,450	11,653	10,507	84.4%

(参考)

- 「次世代育成支援対策推進法」では、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育てとの両立を図るために必要な雇用環境の整備等（次世代育成支援対策）を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出なければならないこととなっている。（300人以下の労働者を雇用する事業主については努力義務）

## 次世代育成支援対策推進法（抄）

（一般事業主行動計画の策定等）

### 第12条

国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの（第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。